

「令和6年度 PRTR の対象化学物質の取扱状況に係るアンケート調査」

-記入要領-

<調査対象とした企業等>

本アンケートの調査対象は、事業活動において化学物質を取扱っている可能性のある事業者(国や地方自治体等の機関を含む)の中から無作為に抽出しています。PRTR の届出事業者の情報及び帝国データバンクの企業データベースの情報に基づき、原則として本社宛てに送付しております。

※PRTR 届出対象でない事業所も調査対象としております。ご協力のほど何卒宜しくお願いいたします。

<回答方法>

調査票の印刷物を本社等宛てに郵送しておりますが、**可能な限り電子ファイル(Microsoft Excel)を利用してご回答**いただければ幸いです。電子ファイルによる回答が難しい場合は、調査票の印刷物にご記入の上、ご返送ください。

調査票の電子ファイルは以下のサイトからダウンロードしていただくようお願いいたします。

<https://www.ceis.or.jp/prtr/jokyo/>

<調査票の返送先>

- ・電子メール: prtr-jokyo@ceis.or.jp
- ・郵送: 〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-2-7 いちご九段三丁目ビル 2 階
一般社団法人 環境情報科学センター (同封の返信用封筒をご利用ください)
- ・FAX: **03-3234-5407**

<回答期限>

令和6年9月 20 日(金)までにご回答をお願いいたします。

なお、本調査に関する「よくあるご質問(FAQ)」への回答を本紙 23 ページの参考2にまとめてありますので、ご参照ください。

本調査についてご不明の点は、以下の問い合わせ先までご連絡をお願いします。

※電子メールでお問い合わせの場合、お電話でお答えする場合がありますのでお差支えなければ電話番号も併せてお知らせください。

<お問い合わせ先>

一般社団法人 環境情報科学センター 調査研究室
PRTR 取扱量アンケート担当: 藤原、平山、大島
電話: 03-3265-8694 / ファックス: 03-3234-5407
電子メール: prtr-jokyo@ceis.or.jp

<調査票の種類>

調査票には以下の種類がございます。本社等で各事業所のものをお取りまとめの上ご返送いただくようお願いいたします。

調査票の種類	回答方法
調査票 A	会社全体の状況 についてご記入ください。ご提出は 1 枚で結構です。
調査票 B	調査票 A でご回答いただいた「化学物質の取扱いがある工場等」ごとに、 事業所の状況 についてご記入ください。 例)〇〇工場と××工場の 2 カ所で化学物質の取扱いがあり、△△工場では化学物質の取扱いがない場合⇒〇〇工場と××工場の 2 事業所分(2 枚)を提出
調査票 C (設問 C-1,C-2)	「調査票 B」でご回答いただいた事業所ごとに 化学物質の取扱状況等 をご回答ください。 ※化学品の製造等のみ行われている場合には、調査票 C を省略し、調査票 D のみのご記入で結構です。
調査票 D (※一部業種のみ)	化学品の製造を行っている場合 には、 事業所ごとに物質ごとの取扱量等 をご回答ください。 例)〇〇工場で 3 物質が合成原料として使われ、××工場で 4 物質が配合原料として使われる場合⇒合計 7 物質(ページ)分の提出 ※調査票 D は会社の業種から化学品の製造等を行う可能性が高いと判断された場合に限り送付しています。調査票 D の添付がない場合にはお手数ですが必要に応じて弊社サイトより調査票をダウンロードし、ご回答ください。

調査票のダウンロードはこちらから:<https://www.ceis.or.jp/prtr/jokyo/>

<調査対象期間や物質等>

項目	概要
対象期間	令和 5 年 4 月 1 日における事業者、事業所の概要 ※不明の場合には把握できる直近の状況でも結構です。 令和 5 年度(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)における対象となる化学物質の取扱いの状況等
対象となる化学物質	本紙 15 ページの「別表 3 対象化学物質の一覧」に示している化学物質。令和 6 年 4 月の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)」 政令改正後の第一種指定化学物質 (515 物質)のうち、農薬等を除く 278 物質を本調査の対象としています。
対象化学物質の 取扱量の範囲	本調査では、PRTR の届出とは異なり、 取扱量が 1t/年未満の対象化学物質も調査対象 としております。対象化学物質として概ね 1kg/年以上の取扱いがあるものについては、可能な限りご回答ください。
対象となる薬品・資材等の形状	気体、液体、固体(粉末のもの、粒状のもの、熔融、蒸発又は溶解するもの)。ただし、密閉された状態で使用されるもの等、環境中(大気・河川等)に排出される可能性がない場合は除きます。
対象となる事業活動	貴社で行う事業活動を対象とします。なお、対象化学物質を取扱う作業を外部委託している場合であっても、作業が事業所内で行われており、かつ対象化学物質が含まれる資材の調達・管理を貴社にて行っている場合には、貴社の取扱量、排出量に含めてください。

<調査票の記入方法>

調査票 A（会社全体の事業活動の状況）

主な留意点：

- (1) 会社全体の常用雇用者数には一ヶ月以上雇用しているパートやアルバイトも含めてください。
令和 5 年 4 月 1 日現在の人数が不明の場合には現在把握可能な時点の数値でも結構です。
- (2) 「工場・作業所等」は、製品の製造拠点、事業としてのサービス(例:クリーニング、製品検査)の実施拠点、開発や研究等の拠点、倉庫としての拠点等が該当します。
- (3) 「化学物質の取扱いがある工場等」がない場合には、調査票 A のみご提出ください。
- (4) 「その他(営業所など)」には、「工場・作業所等」に該当しない拠点数をご記入ください。工場等を併設していない本社、支店、営業所等が該当します。
- (5) ご回答者の連絡先につきましては、弊社の個人情報の取扱い方針をご確認の上、同意いただける場合には同意欄にチェックを入れた上でご記入ください。調査票の回答における不明点について、問い合わせをさせていただく場合がございます。

記入例(記載フォーマットは一部簡略化しております)：

会社名 (事業者名)	PRTR 株式会社 (異なる名称が印字されている場合には訂正してください)			
会社全体の 常用雇用者数		ア) 21 人未満		イ) 21～100 人
	☒	ウ) 101～500 人		エ) 501 人以上
事業活動を行う 事業所の数	工場・作業所等 (うち、 化学物質の取扱いがある工場等)			3 カ所 注 2 (2 カ所)
	その他(営業所等)			4 カ所

注 1:原則として令和 5 年 4 月 1 日現在の国内の状況を記入してください。

注 2:PRTR の対象化学物質を含む可能性がある資材や薬剤等(例:塗料、接着剤、洗浄剤、試薬、燃料)の取扱いがある工場・作業所等を「化学物質の取扱いがある工場等」として、その数を括弧内に記入してください。

貴社に上記の「**化学物質の取扱いがある工場等**」がある場合、それらの工場等の名称(例:本社工場、九段南第二工場)を以下の回答欄に記入してください。

事業所 No.	事業所名(工場等の名称)
1	本社工場
2	九段南第二工場
3	
	...

※回答欄が不足する場合は、欄外に記入するか、又は調査票をコピーしてご回答ください。

2.調査票 B(事業所の事業活動等の概要)

主な留意点:

- (1) 調査票 A で回答した「化学物質の取扱いがある工場等」ごとにご記入ください。
- (2) 「事業所 No.」及び「事業所名(工場等の名称)」は調査票 A に対応させてください。なお、「事業所名(工場等の名称)」は省略しても構いません。
- (3) 業種コード、業種名は本紙 10 ページの「別表 1 業種コード及び業種名の一覧」より、事業所の事業内容に合致するものをお選びください。また、主な事業内容をご記入ください。
- (4) 常用雇用者数は令和 5 年 4 月 1 日時点で、一ヶ月以上雇用しているパートやアルバイトを含めてください。不明の場合は現在の状況でも結構です。
- (5) 「PRTR の届出」は、令和 5 年度実績としてご記入ください。化管法に基づく届出が 1 物質以上あった場合には、「あり」に○をご記入ください。
- (6) 「本調査の対象化学物質」は、PRTR 対象化学物質の一部です(農薬等は対象外としています。本紙 15 ページの別表 3 参照)。少しでも取扱いがあれば「あり」としてください(目安として概ね取扱量が 1kg/年以上のもの)。

記入例(記載フォーマットは一部簡略化しております):

事業所 No.	1		
事業所名	本社工場		
業種コード	1700	業種名	家具・装備品製造業
主な事業内容	テーブル、椅子、ソファ等の製造		
事業所の 常用雇用者数	ア) 21 人未満	○	イ) 21~100 人
	ウ) 101~500 人		エ) 501 人以上
PRTR の届出	○	あり	なし
本調査の対象化学 物質の取扱い	○	あり →調査票 C または D へ	なし →調査票 A・B のみ提 出

(注釈省略)

3.調査票 C(対象化学物質の取扱状況等) ※主に資材等として使用する場合を想定

設問 C-1 資材等の取扱量について

主な留意点:

- (1) 「調査票 C」では、対象化学物質を含む資材(塗料、洗浄剤、試薬、燃料等)を購入し、貴社で使用するケースを想定しています。対象化学物質自体の製造、または、化学品の配合原料等として使用するケースは「調査票 D」にご記入ください。
- (2) 「事業所 No.」は調査票 A の「化学物質の取扱いがある工場等」の番号に対応させてください。
- (3) 貴事業所で取扱いのある資材(詳細は本紙 10 ページの別表 2 参照)に○を付け、資材等の年間取扱量をご記入ください。なお、「上記のア～ワに該当しない資材」に該当する場合は○のみご記入ください。
- (4) 資材等の年間取扱量は、一般的には次式によって算出することができます。なお、資材の取扱量は対象化学物質以外の成分も含めた量としてご記入ください。

$$\text{年間取扱量 (kg/年)} = \text{R5. 4. 1 の在庫量 (kg)} + \text{R5. 4. 1} \sim \text{R6. 3. 31 に製造・輸入・購入した量 (kg)} - \text{R6. 3. 31 の在庫量 (kg)}$$
- (5) 資材の使用等に伴う排ガス・排水処理等の排出抑制対策を実施している場合は資材の右側の欄に○を付け、3 ページ目の下段に具体的な対策の内容をご回答ください。なお、使用量自体の削減、物質の代替等は本アンケートでの「排出抑制対策」には含まれません。

記入例(記載フォーマットは一部簡略化しております):

事業所 No.	1		
設問 C-1 資材等の取扱量について (説明文省略)			
<主として資材等として使用する場合を対象>			
該当する欄に○	資材等の種類	資材等の年間取扱量 (どちらか一方の単位で記入)	排ガス・排水処理等の有無 (実施している場合に○)
		トン/年	kg/年
○	ア: 塗料(希釈用溶剤は別掲)		800
○	イ: 接着剤	10	○
	ウ: 粘着剤		
			
○	上記のア～ワに該当しない資材	/	/
(注釈省略)			
○排ガス・排水処理等の有無に一つ以上の○を付けた場合、その具体的な方法をご回答ください。			
該当する記号に○	排出抑制対策の方法	具体的な方法	
○	ア: 排ガス処理	(例: 焼却法、活性炭吸着法) 活性炭吸着による溶剤回収	
	イ: 排水処理	(例: 活性汚泥処理)	
	ウ: その他		

設問 C-2 資材等の種類ごとの含有成分について

主な留意点：

- 設問 C-1 で回答した資材「ア」～「ワ」について、資材ごとに含有成分の管理番号と対象化学物質名をご記入ください。対象化学物質（本紙 15 ページの別表 3 参照）に該当する物質を対象とします。
※名称が類似している物質が存在するためご注意ください。例えば塗料等に含まれる「フェノール樹脂」は「フェノール」を原料とした樹脂であり、「フェノール」とは異なりますので、記載する必要はありません。
- 「溶剤」は他の物質を溶かし込ませる液体や超臨界流体が該当します。分散系（エマルション、サスペンション）の液体の分散媒や、溶剤と類似用途のエアゾール噴射剤として用いられる液化ガス、圧縮ガス、物理発泡剤も含まれます。
- 「化学物質の年間取扱量」は当該資材に含まれる量に限ってご記入ください。「化学物質の年間取扱量」が不明の場合には、資材の取扱量に平均的な含有率を乗じて算出される値をご記入ください（本紙 8 ページの別添 1 参照）。
※同じ資材で複数の製品があり平均値の算出が困難な場合には、最も取扱量が多い製品の含有率で代用して構いません。
- 対象化学物質の一覧（別表 3）において「換算する元素」が記入されている物質については当該元素に換算した取扱量をご記入ください。貴社で換算が困難な場合には、換算前の化合物の名称又は構造式等を欄外にご記入の上、化合物としての取扱量でも結構です。
- 「環境への排出率」は、資材に含まれている対象化学物質の量を分母とし、このうちの環境中（大気・公共用水域・土壌・埋立処分）へ排出される量を分子とした割合のことです。「出荷製品に含まれる量」「事業所内での消失量」「廃棄物または下水道への移動量」は排出に含みません。
- 排出率の考え方の詳細については「環境への排出率の算出方法（本紙 9 ページの別添 2）」を参照してください。

記入例（記載フォーマットは一部簡略化しております）：

設問 C-2 資材等の種類ごとの含有成分について

○設問 C-1 で回答した資材等の種類ごとに含有される対象化学物質の情報を記入してください。

事業所 No.	記号（ア～ワ）	資材等の種類
1	ア	塗料

主な含有成分				環境への排出率（該当する欄に○）							
管理番号	対象化学物質名	溶剤に該当 ※該当する場合は「○」を記入	化学物質の年間取扱量 （概算でも構いません。 記入要領 p.8 別添1 参照）	ゼロ	0.01%未満 （ゼロ以外）	0.01～0.1%	0.1～1%	1～10%	10～30%	30～90%	90%以上
300	トルエン	○	200 kg								○
80	キシレン	○	120 kg								○
88	6価クロム化合物		12 kg		○						
			kg								

（注釈省略）

4.調査票 D(化学物質ごとの取扱量についての回答) ※主に化学品の製造を想定

主な留意点:

「調査票 D」は主に化学工業を想定した調査票であり、化学物質及び化学品の製造等を行っている事業所からの回答を想定しています。「調査票 D」が封入されていない場合は、お手数ですが必要に応じて弊社サイト(<https://www.ceis.or.jp/prtr/jokyo/>)より調査票のダウンロードをお願いします。「調査票 C」に掲載されている「試薬」や「工業用洗浄剤」の使用については、「調査票 C」へのご記入をお願いします(「調査票 D」に重複してのご記入は不要です)。

- (1) 「事業所 No.」は調査票 A の「化学物質の取扱いがある工場等」に対応させてください。
- (2) 貴事業所で取り扱いのある対象化学物質(本紙 15 ページの別表 3 参照)について、1 物質につき 1 ページを使用してご記入ください。
- (3) 対象化学物質の一覧(別表 3 参照)において「換算する元素」が記入されている物質については当該元素に換算した取扱量をご記入ください。貴社で換算が困難な場合には、換算前の化合物の名称又は構造式等を欄外にご記入の上、化合物としての取扱量でも結構です。
- (4) 「環境への排出率」は、取り扱っている対象化学物質の量を分母とし、このうちの環境中(大気・公共用水域・土壌・埋立処分)へ排出される量を分子とした割合のことです。**「出荷製品に含まれる量」「事業所内での消失量」「廃棄物または下水道への移動量」は排出に含みません。**
- (5) 排出率の考え方の詳細については「環境への排出率の算出方法(本紙 9 ページの別添 2)」を参照してください。

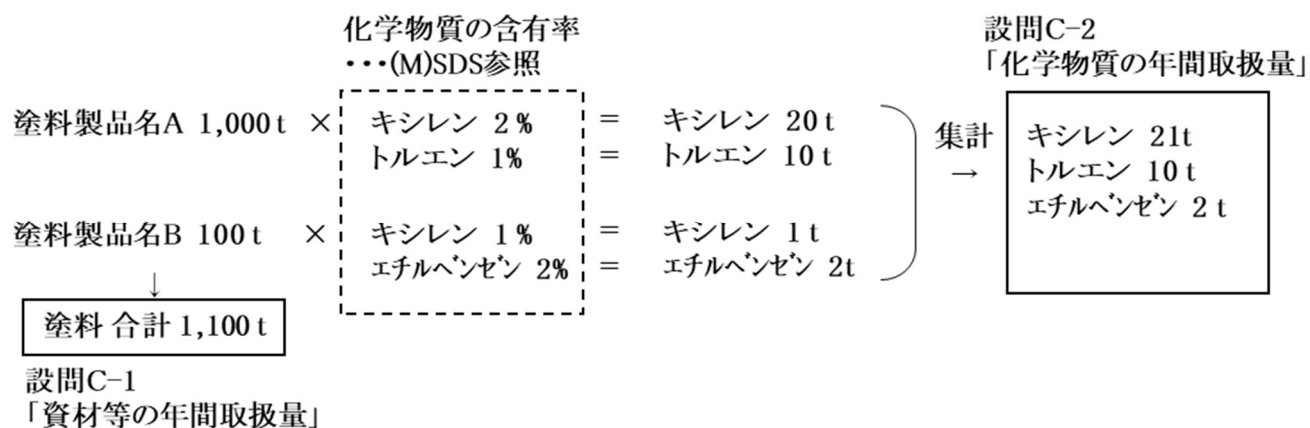
記入例(記載フォーマットは一部簡略化しております):

事業所 No.	2		調査票 D						
○(設問省略)									
管理番号: 300	対象化学物質名: トルエン								
取扱区分 ※該当するものに○をご記入ください	年間取扱 量 (トン/年)	環境への排出率(該当する欄に○をご記入ください)							
		ゼロ	0.01%未満 (ゼロ以外)	0.01% ~0.1%	0.1~1%	1~10%	10~30%	30~90%	90%以上
ア)PRTR 対象化学物質自体の製造 (別の化学物質を原料として反応させて PRTR 対象化学物質を製造)									
イ)化学品の合成原料 (合成・重合等により PRTR 対象化学物質が別の化学物質へ転化)									
○ ウ)反応溶剤・抽出溶剤等 (別の化学物質の合成等のために PRTR 対象化学物質を溶剤として使用)	200					○			
○ エ)化学品の配合原料 (PRTR 対象化学物質を塗料等の化学品の成分として配合) ※具体的な品名をご記入ください: 接着剤	50		○						
オ)化学プロセス調節剤 (化学プロセスに関わる単位操作(例えば、反応、発酵、分離・精製、攪拌・混合、伝熱、流動、調湿・乾燥、集塵、成形、洗浄など)の制御等のために使用)									
...									
(注釈省略)									

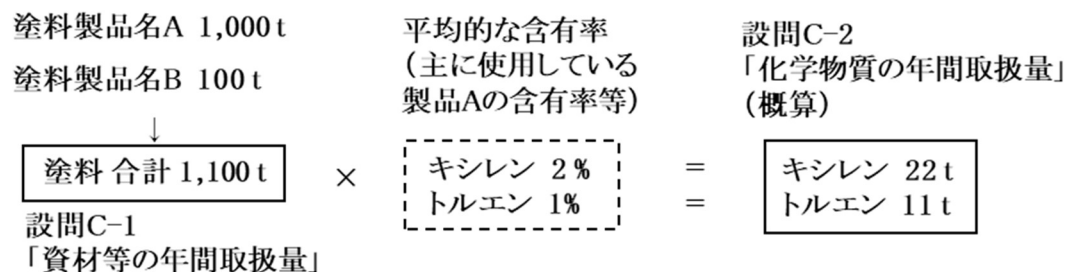
<別添1> 化学物質の取扱量の算出方法(調査票C)

例:塗料の使用

①製品別の化学物質の含有率等、詳細な情報を把握している場合



②製品別の化学物質の含有率等、詳細な情報を把握していない場合



＜別添2＞ 環境への排出率の算出方法(調査票 C、調査票 D)

※ 事業所ごとの物質収支を考えると、化学物質の1年間の取扱量は、同じ期間における以下の(a)～(d)の合計に一致すると考えられる(図 1)。

- (a) 製造品に含まれた出荷量(有価物として事業所の外に搬出した場合)
- (b) 事業所内での消失量(焼却処理によって除去した場合等)
- (c) 環境への排出量
- (d) 廃棄物等(無価物)としての移動量

※ 調査票に記された「環境への排出率」とは、取扱量に対する上記(c)の割合を意味する。

※ 環境への排出率は、平均的な値をご記入ください。

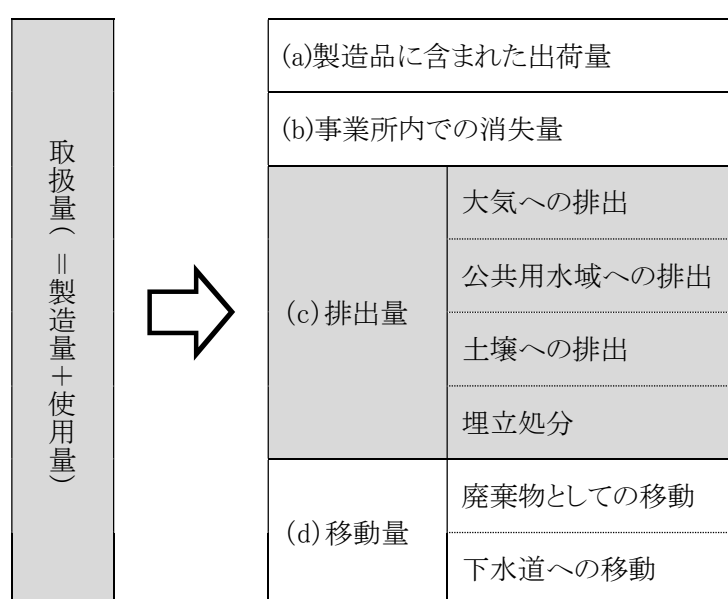


図 1 事業所内における物質収支のイメージ

＜例＞

- ・ ある事業所で、1年間にトルエンを塗料用の溶剤として 500 トン使用した。
- ・ 使用後に汚れた塗料が残ったため、トルエン換算で 100 トンを廃棄物(廃油)として処理業者に引き渡した(この場合は「移動量」が 100 トン)。
- ・ 残りの 400 トンが使用段階で蒸発したが、その 95% (380 トン)は焼却処理で除去した(この場合は「事業所内での消失量」が 380 トン)。
- ・ 蒸発した 400 トンのうち、残りの 5% (20 トン)は除去されずに大気へ排出された。

＜物質収支＞

取扱量(500 トン)＝移動量(100 トン)＋事業所内での消失量(380 トン)＋排出量(20 トン)

→ 環境への排出率＝排出量／取扱量＝20 トン／500 トン＝4%

→ 調査票では「1～10%」の欄に“○”

別表 1 業種コード及び業種名の一覧

コード	業種名	コード	業種名
0500	金属鉱業	3300	武器製造業
0700	原油・天然ガス鉱業	3400	その他の製造業
1200	食料品製造業	3500	電気業
1300	飲料・たばこ・飼料製造業	3600	ガス業
1400	繊維工業	3700	熱供給業
1500	衣服・その他の繊維製品製造業	3830	下水道業
1600	木材・木製品製造業	3900	鉄道業
1700	家具・装備品製造業	4400	倉庫業
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	5132	石油卸売業
1900	出版・印刷・同関連産業	5142	鉄スクラップ卸売業
2000	化学工業	5220	自動車卸売業
2100	石油製品・石炭製品製造業	5930	燃料小売業
2200	プラスチック製品製造業	7210	洗濯業
2300	ゴム製品製造業	7430	写真業
2400	なめし革・同製品・毛皮製造業	7700	自動車整備業
2500	窯業・土石製品製造業	7810	機械修理業
2600	鉄鋼業	8620	商品検査業
2700	非鉄金属製造業	8630	計量証明業
2800	金属製品製造業	8716	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)
2900	一般機械器具製造業	8722	産業廃棄物処分業
3000	電気機械器具製造業	8800	医療業
3100	輸送用機械器具製造業	9140	高等教育機関
3200	精密機械器具製造業	9210	自然科学研究所

別表 2 資材等の区分(その1)

資材等の種類		定義
ア	塗料	工業製品や建築物等の表面に塗布し、その対象物に保護したり色彩を加えたり、さまざまな機能を加えるために使われる薬剤のこと。別掲の「表面処理剤」に該当するものは除く。
イ	接着剤	複数の対象物を相互に接合するために使われる薬剤のこと。はんだの材料や半導体で使用される導電性ペースト(Ag 等)は除く。また、ゴムの張り合わせに使用するゴム溶剤は「セ その他の溶剤」に該当するため除く。
ウ	粘着剤	ガムテープやセロハンテープ等の粘着テープの基材や、その他の基材の表面に塗布され、対象物に基材を接合するために使われる薬剤のこと。溶剤、エラストマー、添加剤等も含む。
エ	印刷インキ	対象物に文字や絵等を記すために使われる薬剤がインキであり、そのうち、印刷に使われるもの(筆記用インキ等とは区別される)。
オ	希釈用溶剤(塗料用)	塗料の使用段階で薄めて粘度を下げるために使われる有機溶剤のこと。「シンナー」や「薄め液」とも呼ばれるが、別掲の「洗浄用シンナー」に該当するものは除く。

別表 2 資材等の区分(その2)

資材等の種類		定義
カ	希釈用溶剤(印刷インキ用)	印刷インキの使用段階で薄めて粘度を下げるために使われる有機溶剤のこと。「シンナー」や「薄め液」とも呼ばれるが、別掲の「洗浄用シンナー」に該当するものは除く。
キ	洗浄用シンナー	希釈用溶剤と類似の成分を持つが、薬剤が機材等の洗浄に使われる薬剤のこと。洗浄槽で使用する洗浄剤(別掲の「工業用洗浄剤」)は除く。
ク	工業用洗浄剤 (主に洗浄槽で使用)	主に洗浄槽を使って工業製品の脱脂洗浄を行うために使われる薬剤のこと。対象とする被洗浄物に応じて、塩素系洗浄剤や水系洗浄剤、炭化水素系洗浄剤等が使われる。 別掲の「洗浄用シンナー」「クリーニング薬剤」「繊維処理剤」「表面処理剤」に該当するものは除く。
ケ	クリーニング薬剤 (クリーニング溶剤・界面活性剤等)	洗濯業で行われるクリーニングで使われる薬剤のこと。洗濯業で用いられる界面活性剤も含む。別掲の「工業用洗浄剤」は除く。
コ	剥離剤(リムーバー)	塗膜等を除去するための薬剤のこと。
サ	繊維処理剤	繊維の製造工程等で作業性を高めるために繊維処理に用いられる薬剤(集束剤等)、又は繊維や繊維製品の性質を変化させたり、機能を付加するため等に用いられる薬剤(帯電防止剤等)のこと。別掲の「繊維染色薬剤」は除く。
シ	繊維染色薬剤 (染料・染色助剤等)	水等の溶媒に溶解させて繊維製品等の着色に用いるために使われる薬剤のこと。着色の機能を向上させるために添加される助剤も含まれる。
ス	表面処理剤 (酸洗浄・フラックス等)	付着した成分の除去等を目的として材料の表面状態を変えるために用いられる薬剤のこと。別掲の「繊維処理剤」や、メッキ薬剤、電極に含まれるものは除く。希釈用の溶剤も含む。
セ	その他の溶剤 (ゴム溶剤等)	対象物を溶かす目的で使われる溶剤のうち、別掲するものの以外の溶剤のこと。
ソ	滅菌・殺菌・消毒・防腐・防かび剤	生物を死滅させたり、働きを阻害する薬剤のこと。生物に影響を及ぼす有効成分と、薬剤としての機能を向上させるための補助成分(乳化剤等)が一般的には含まれる。別掲の資材(塗料、接着剤等)に含まれるものは除く。
タ	試薬	主に試験研究、環境分析、臨床検査等で使用されており、それぞれの目的に応じた品質が保証され、少量使用に適した供給形態の薬剤のこと。
チ	ゴム添加剤 (加硫促進剤・可塑剤等)	ゴムの機能、生産性、安定性等の向上のために添加される薬剤のこと。ゴムの加工時に加工性や作業性を改善するために用いられる薬剤(加工助剤)も含む。
ツ	プラスチック成型品の原料・添加剤	プラスチック成型品の原料及びプラスチックの性能改善や機能を付加するために添加される薬剤のこと。
テ	清缶剤	ボイラー内の腐食やスケールの発生を抑制するためにボイラー循環水に添加する薬剤のこと。
ト	水処理剤 (凝集沈殿剤・冷却水系滅菌剤・防錆剤等)	水を使用目的に合わせた水質にするため、又は周辺環境に影響を与えないような水質にするための処理に用いられる薬剤のこと。別掲の「清缶剤」を除く。

別表 2 資材等の区分(その3)

資材等の種類	定義
ナ ワックス(床用、自動車用、皮革用等のものをいう。)	床用、自動車用、皮革用などのコーティングで用いられる合成ワックス(炭化水素を化学合成して作る)及び加工・変性ワックス(酸化ワックス、配合ワックス、変性モンタンワックス、その他)のこと。また、これらを用いるときに使用する助剤や添加剤も含まれる。ただし、天然ワックス(動植物由来、鉱物・石油等由来のもの)は含まれない。
ニ レジスト材料、写真材料又は印刷版材料	レジスト材料は、主に工業用途(半導体等の電子材料の加工や印刷版の製造など)で使用される、物理的、化学的处理に対する保護膜、及びその形成に使用される物質のこと。 写真材料は、光、放射線、粒子線などのエネルギーを用いて感光物質上に視覚的に識別でき、かつ、ある期間持続性のある記録された画像(写真)及びその形成、に使用される物質のこと。 印刷版材料は、画像部と非画像部からなり画像部だけに選択的に印刷インキを受理させ、これを紙などの上に転移させて印刷画像を形成するための媒体(印刷板)及びその形成、に使用される物質のこと。
ヌ 紙製造用薬品又はパルプ製造用薬品	紙とは、植物繊維その他の繊維をこう着させて製造したものをいい、ここでは素材として合成高分子を用いた合成紙のほか、繊維状無機材料を配合した紙は含まない。紙製造用薬品は、その紙を製造する際に用いられる薬剤のこと。 パルプとは、木材その他の植物から機械的又は化学的处理によって抽出したセルロース繊維の集合体。パルプ製造用薬品は、木材その他の植物からパルプを得る際に用いられる薬剤のこと。
ネ 皮革処理剤	皮革とは、動物の皮膚をそのまま剥ぎ取り製品とした皮と動物の皮膚の毛を除去しなめしを加えた革のことで、皮革処理剤は、皮革が固くなったり、腐敗したりするのを防ぎ、皮革の柔らかさや肌触りの良さ、耐久性、可塑性を付与するために用いられる薬剤のこと。
ノ ガラス、ほうろう、セメント製造用の調合・成形原材料	ガラス、ほうろう、セメントの製造に用いられる調合・成形原材料、添加剤、加工助剤等のこと。 ガラスは、高温で熔融状態にあったものが急速に冷却されて結晶化せずに固化したもの(一部結晶を析出させた結晶化ガラスも含む)又はその状態のこと。 ほうろうは、金属表面に強固にガラス層(膜)を被覆した複合材料のこと。 セメントは、水と反応して硬化する鉱物質の微粉末のこと。
ハ 陶磁器、耐火物、ファインセラミックス製造用の調合・成形原材料	陶磁器、耐火物、ファインセラミックスの製造に用いられる調合・成形原材料、添加剤、成形助剤、滑剤、離型剤等のこと。 陶磁器(セラミックス)は、土又は石などの天然原料や人工原料を成形、焼成したもののこと。 耐火物は、1500℃以上の耐火度をもつ非金属物質又はその製品(ただし金属が一部使用されているものも含まれる)のこと。 ファインセラミックスは、目的機能を発揮させるために、化学組成、微細組織、形状及び製造工程を精密に制御して製造した機能性セラミックスのこと。

別表 2 資材等の区分(その 4)

資材等の種類		定義
ヒ	研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤製造用の調合・成形原材料	研削砥石、研磨剤、摩擦材、固体潤滑剤の製造に用いられる調合・成形原材料、添加剤、滑剤、離型剤等のこと。 研削砥石は、人造研削材と結合材からなり、粗加工用(研削工具)として用いられるもののこと。 研磨剤は、砥粒(研磨材)を水や油に分散させた液状又はペースト状のもので、仕上加工用として用いられるもののこと。 摩擦材は、摩擦抵抗により、動力の伝達、運動の停止を行う材料のこと。 固体潤滑剤は、相対運動する材料表面の損傷を防止したり、摩擦・摩耗を低減するために粉末又は薄膜で利用される固体のこと。
フ	金属製造加工用資材	金属製造業の金属製錬後から金属加工までの製造工程の製錬・精錬以外で使用される金属添加剤と金属加工助剤のこと。
ヘ	作動油、絶縁油又は潤滑油剤	作動油は、油圧機器又は油圧系統で動力伝達媒体として使用される油剤のこと。絶縁油は、電気絶縁性を持つ油剤のこと。潤滑油剤は、接触する固体間の相対運動を円滑にする油剤のこと。
ホ	金属等加工油又は防錆油	金属加工油は、切削油、研削油、圧延油、プレス油、熱処理油、鍛造油等の金属加工に用いられる油剤のこと。なお、金属材料以外の無機材料やプラスチック材料の加工で用いられる加工油(切削油、研削油、研磨油)もここに含まれる。 防錆油は、腐食抑制剤を主として石油系基油に添加した防錆油(不水溶性型とエマルジョン型がある)と、水をベース成分として油分を含まない水溶性防錆剤(ソリューション型)があり、金属加工部品の一時的防錆を主目的としたもの。
マ	電気・電子用の部品・デバイス等製造用の調合・成形原材料	電気・電子用の部品・デバイス等の製造に用いられる調合・成形原材料のこと。 電気・電子用の部品・デバイス等とは、電気回路に用いられる材料(導電材料、抵抗材料、接点材料、ブラシ材料、絶縁材料等)と電子機器に用いられる材料(半導体材料、誘電材料、圧電材料、光電材料、熱電材料等)のこと。
ミ	電池用の部品・部材等の調合・成形原材料	一次電池又は二次電池の部品・部材等の製造に用いられる調合・成形原材料のこと。 一次電池材料は、充電・繰り返し使用ができない化学電池(乾電池、ボタン電池)の材料のこと。なお、一次電池には、乾電池、酸化銀電池、水銀電池、空気亜鉛電池、リチウム電池、海水電池、熔融塩電池等がある。 二次電池材料は、充電により繰り返し使用できる化学電池の材料のこと。なお、二次電池には、鉛蓄電池、リチウムイオン二次電池、ニッケル・水素充電電池、ニッケル・カドミウム蓄電池、ナトリウム・硫黄電池、ニッケル・亜鉛蓄電池、レドックス・フロー電池等がある。
ム	乾燥剤又は吸着剤	気体や液体を吸着又は吸収して物質を分離や除去するために用いられる液体や固体の薬剤のこと。なお、吸着・吸収される物質が水の場合を乾燥剤という。
メ	熱媒体	装置を一定の操作温度に維持するための加熱や冷却を行うために用いられる薬剤のこと。

別表 2 資材等の区分(その5)

資材等の種類		定義
モ	不凍液	機関冷却水の凍結防止や集熱器、配管の凍結破損の防止のために冷却媒体(水)に添加される薬剤のこと。
ヤ	建設資材の調合・成形原材料	建築資材の製造に用いられる調合・成形原材料、添加物のこと。 建設資材は、土木建築に関する工事に使用する資材のこと。 建設資材添加物は、建設資材へ添加される混和材料や木材改質剤等のこと。なお、他に資材等が設定されていない資材に限定する。
ユ	散布剤又は埋立処分前処理薬剤	散布剤は、環境中(大気、水域、土壌)へ散布することによって機能を発揮する薬剤のこと。土壌改良剤、凍結防止剤など土木資材・農業資材・公園資材用などが該当する。 埋立処分前処理薬剤は、煤じん、飛灰などを廃棄物処分場に埋め立てる前に無害化したり、環境中に飛散しないために散布する薬剤のこと。
ヨ	分離又は精製プロセス剤	鉱業や金属製造業の製錬・精錬で用いられて、鉱石や粗金属からこれらの不純物金属等を分離除去する工程で用いられる薬剤のこと。
ワ	燃料又は燃料添加剤	燃料は、熱エネルギーを発生する薬剤で、石炭、石油などの化石燃料、生産活動により発生する副生燃料などのこと。なお、燃料電池の燃料もここに該当する。 燃料添加剤等は、燃料に加えられる薬剤のこと。

※:「ア」～「ワ」に当てはまらない場合は、調査票 C で「上記のア～ワに該当しない資材」を選択してください。

別表 3 対象化学物質の一覧

管理番号	対象化学物質名	CAS登録番号	換算元素
1	亜鉛の水溶性化合物	—	亜鉛(Zn)
2	アクリルアミド	79-06-1	
3	アクリル酸エチル	140-88-5	
4	アクリル酸及びその水溶性塩	—	
7	アクリル酸ブチル	141-32-2	
8	アクリル酸メチル	96-33-3	
9	アクリロニトリル	107-13-1	
12	アセトアルデヒド	75-07-0	
15	アセナフテン	83-32-9	
18	アニリン	62-53-3	
20	2-アミノエタノール	141-43-5	
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	—	
31	アンチモン及びその化合物	—	アンチモン(Sb)
32	アントラセン	120-12-7	
34	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	4098-71-9	
36	イソブレン	78-79-5	
37	ビスフェノールA	80-05-7	
44	インジウム及びその化合物	—	インジウム(In)
53	エチルベンゼン	100-41-4	
56	エチレンオキシド	75-21-8	
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	110-80-5	
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	109-86-4	
59	エチレンジアミン	107-15-3	
64	エトフェンブロックス	80844-07-1	
65	エビクロロヒドリン	106-89-8	
66	1, 2-エポキシブタン	106-88-7	
68	酸化プロピレン	75-56-9	
73	1-オクタノール	111-87-5	
74	パラ-アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)	1806-26-4	
75	カドミウム及びその化合物	—	カドミウム(Cd)
80	キシレン	1330-20-7	
81	キノリン	91-22-5	
82	銀及びその水溶性化合物	—	銀(Ag)
83	クメン	98-82-8	
84	グリオキサール	107-22-2	
85	グルタルアルデヒド	111-30-8	
86	クレゾール	1319-77-3	
87	クロム及び三価クロム化合物	—	クロム(Cr)
88	六価クロム化合物	—	クロム(Cr)
94	塩化ビニル	75-01-4	
98	クロロ酢酸	79-11-8	
123	塩化アリル	107-05-1	
125	クロロベンゼン	108-90-7	
127	クロロホルム	67-66-3	
132	コバルト及びその化合物	—	コバルト(Co)
133	エチレングリコール モノエチルエーテル アセテート	111-15-9	
134	酢酸ビニル	108-05-4	
135	エチレングリコール モノメチルエーテル アセテート	110-49-6	
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	—	シアン(CN)
150	1, 4-ジオキサン	123-91-1	
154	シクロヘキシルアミン	108-91-8	

管理 番号	対象化学物質名	CAS 登録番号	換算元素
157	1, 2-ジクロロエタン	107-06-2	
160	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4	
181	ジクロロベンゼン	95-50-1, 106-46-7, 541-73-1, 25321-22-6	
186	塩化メチレン	75-09-2	
188	N, N-ジシクロヘキシルアミン	101-83-7	
190	ジシクロペンタジエン	77-73-6	
203	ジフェニルアミン	122-39-4	
207	2, 6-ジターシャリープチル-4-クレゾール	128-37-0	
213	N, N-ジメチルアセトアミド	127-19-5	
218	ジメチルアミン	124-40-3	
224	N, N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド	1643-20-5	
230	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン	793-24-8	
232	N, N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	
237	水銀及びその化合物	—	水銀(Hg)
240	スチレン	100-42-5	
242	セレン及びその化合物	—	セレン(Se)
245	チオ尿素	62-56-6	
255	デカプロモジフェニルエーテル	1163-19-5	
257	デカノール	112-30-1, 1120-06-5, 1565-81-7, 2051-31-2, 5205-34-5, 25339-17-7, 36729-58-5	
258	ヘキサメチレンテトラミン	100-97-0	
259	ジスルフィラム	97-77-8	
262	テトラクロロエチレン	127-18-4	
270	テレフタル酸	100-21-0	
271	テレフタル酸ジメチル	120-61-6	
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	—	銅(Cu)
273	ノルマルドデシルアルコール	112-53-8	
275	ドデシル硫酸ナトリウム	151-21-3	
277	トリエチルアミン	121-44-8	
281	トリクロロエチレン	79-01-6	
285	クロロピクリン	76-06-2	
292	トリブチルアミン	102-82-9	
298	トリレンジイソシアネート	26471-62-5	
299	トルイジン	95-53-4, 106-49-0, 108-44-1, 26915-12-8	
300	トルエン	108-88-3	
302	ナフタレン	91-20-3	
308	ニッケル	7440-02-0	
309	ニッケル化合物	—	ニッケル(Ni)
316	ニトロベンゼン	98-95-3	
317	ニトロメタン	75-52-5	
318	二硫化炭素	75-15-0	
320	アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	25154-52-3	
321	バナジウム化合物	—	バナジウム(V)

管理 番号	対象化学物質名	CAS 登録番号	換算元素
332	砒素及びその無機化合物	—	砒素(As)
333	ヒドラジン	302-01-2	
336	ヒドロキノン	123-31-9	
342	ピリジン	110-86-1	
343	カテコール	120-80-9	
349	フェノール	108-95-2	
351	1, 3-ブタジエン	106-99-0	
354	フタル酸ジブチル	84-74-2	
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	
356	フタル酸ブチル=ベンジル	85-68-7	
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	—	ふっ素(F)
384	1-ブロモプロパン	106-94-5	
385	2-ブロモプロパン	75-26-3	
390	ヘキサメチレンジアミン	124-09-4	
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	822-06-0	
392	ヘキサン	110-54-3	
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	—	
398	塩化ベンジル	100-44-7	
399	ベンズアルデヒド	100-52-7	
400	ベンゼン	71-43-2	
401	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	552-30-7	
403	ベンゾフェノン	119-61-9	
405	ほう素化合物	—	ほう素(B)
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	—	
408	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。)	9036-19-5	
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム	9004-82-4	
410	ポリ(オキシエチレン)=アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。)	9016-45-9	
411	ホルムアルデヒド	50-00-0	
412	マンガン及びその化合物	—	マンガン(Mn)
413	無水フタル酸	85-44-9	
415	メタクリル酸	79-41-4	
420	メタクリル酸メチル	80-62-6	
426	カルボフラン	1563-66-2	
436	アルファ-メチルスチレン	98-83-9	
438	メチルナフタレン	1321-94-4	
446	4, 4'-メチレンジアニリン	101-77-9	
448	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート	101-68-8	
453	モリブデン及びその化合物	—	モリブデン(Mo)
460	りん酸トリトリル	1330-78-5	
461	りん酸トリフェニル	115-86-6	
462	りん酸トリブチル	126-73-8	
468	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン	93-15-2	
477	4, 4'-オキシビスベンゼンスルホンヒドラジド	80-51-3	
498	1, 3-ジクロロ-2-プロパノール	96-23-1	
507	二臭化エチレン	106-93-4	
511	ジベンジルエーテル	103-50-4	
522	四塩化アセチレン	79-34-5	
528	ブロモホルム	75-25-2	
530	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート	132-27-4	
557	カルベンダジム	10605-21-7	
562	りん酸ジブチル=フェニル	2528-36-1	

管理 番号	対象化学物質名	CAS 登録番号	換算元素
563	亜鉛＝ビス(2－メチルプロパー2－エノアート)	13189-00-9	
564	アクリル酸2－エチルヘキシル	103-11-7	
565	アクリル酸重合物	—	
566	アジピン酸、(N－(2－アミノエチル)エタン－1, 2－ジアミン又はN, N’－ビス(2－アミノエチル)エタン－1, 2－ジアミン)と2－(クロロメチル)オキシランの重縮合物	25212-19-5	
567	アジピン酸ジ－2－エチルヘキシル	103-23-1	
568	アセチルアセトン	123-54-6	
570	オルト－アミノフェノール	95-55-6	
572	アリル＝ヘキサノアート	123-68-2	
573	アリル＝ヘプタノアート	142-19-8	
574	[(3－アルカンアミドプロピル)(ジメチル)アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)及び(Z)－[[3－(オクタデカ－9－エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物	—	
575	(3－アルカンアミドプロピル)(メチル)[2－(アルカノイルオキシ)エチル]アンモニウムクロリド(アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカン及び当該アルカノイルのそれぞれの炭素数が14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)	—	
576	アルカン－1－アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)－オクタデカ－9－エン－1－アミン及び(9Z, 12Z)－オクタデカ－9, 12－ジエン－1－アミン並びにこれらの混合物	—	
577	アルカン－1－アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Z)－オクタデカ－9－エン－1－アミンのオキシラン重付加物及び(9Z, 12Z)－オクタデカ－9, 12－ジエン－1－アミンのオキシラン重付加物の混合物	61791-26-2	
578	アルファーアルキル－オメガ－ヒドロキシポリ(オキシエタン－1, 2－ジイル)(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)及びアルファーアルケニル－オメガ－ヒドロキシポリ(オキシエタン－1, 2－ジイル)(アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物	—	
579	アルファーアルキル－オメガ－ヒドロキシポリ[オキシエタン－1, 2－ジイル/オキシ(メチルエタン－1, 2－ジイル)](アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物(当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。))に限る。)	154518-36-2	
580	アルファーアルキル－オメガ－ヒドロキシポリ(オキシエチレン)(アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)	—	
581	アルキル(ベンジル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)	—	
583	安息香酸ベンジル	120-51-4	
584	アントラキノン	84-65-1	
585	アルファー(イソシアナトベンジル)－オメガ(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]	9016-87-9	
587	3－(4－イソプロピルフェニル)－2－メチルプロパナール	103-95-7	
588	4－イソプロピル－3－メチルフェノール	3228-02-2	
590	エチリデンノルボルネン	16219-75-3	
591	エチルシクロヘキサン	1678-91-7	
593	N－エチル－N, N－ジメチルテトラデカン－1－アミニウムの塩	—	
594	ブチルセロソルブ	111-76-2	
595	エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	60-00-4	
597	塩化直鎖パラフィン(炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。)	—	
598	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	7790-93-4	

管理 番号	対象化学物質名	CAS 登録番号	換算元素
599	オキサシクロヘキサデカン-2-オン	106-02-5	
600	オクタプロモジフェニルエーテル	32536-52-0	
601	オクタメチルシクロテトラシロキサン	556-67-2	
602	過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及び リチウム塩	—	
603	過酢酸	79-21-0	
604	カリウム=ジエチルジチオカルバマート	3699-30-7	
605	グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナト リウム塩	—	
609	トリクロサン	3380-34-5	
623	酢酸ヘキシル	142-92-7	
624	サリチル酸メチル	119-36-8	
625	ジイソプロピルナフタレン	38640-62-9	
626	ジエタノールアミン	111-42-2	
627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	112-34-5	
628	1, 4-ジオキサシクロヘプタデカン-5, 17-ジオン	105-95-3	
629	シクロヘキサン	110-82-7	
630	シクロヘキシリデン(フェニル)アセトニトリル	10461-98-0	
631	シクロヘキセン	110-83-8	
632	1, 2-ジクロロエチレン	156-59-2, 156-60-5, 540-59-0	
633	4, 5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3(2H)-オン	64359-81-5	
641	クラリスロマイシン	81103-11-9	
642	ジデシル(ジメチル)アンモニウムの塩	—	
643	四ナトリウム=5, 8-ビス(カルボジチオアト)-2, 5, 8, 11, 14-ペンタアザペ ンタデカンビス(ジチオアト)	426821-53-6	
644	5, 5-ジフェニル-2, 4-イミダゾリジンジオン	57-41-0	
650	酢酸グラニル	105-87-3	
651	N, N-ジメチルオクタデシルアミン	124-28-7	
652	3, 7-ジメチルオクタン-3-オール	78-69-3	
653	ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン	—	
659	カンフェン	79-92-5	
661	1, 2-ジメトキシエタン	110-71-4	
664	有機スズ化合物(ビス(トリブチルスズ)=オキシドを除く。)	—	スズ(Sn)
665	セリウム及びその化合物	—	セリウム(Ce)
666	タリウム及びその化合物	—	タリウム(Tl)
667	炭化けい素	—	
668	炭酸リチウム	554-13-2	
669	チオシアン酸銅(I)	1111-67-7	
673	デシルアルデヒド	112-31-2	
674	テトラヒドロフラン	109-99-9	
675	テトラフルオロエチレン	116-14-3	
677	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド	—	
678	1-[(1R, 2R, 5S, 7R)-2, 6, 6, 8-テトラメチルトリシクロ[5. 3. 1. 0(1, 5)] ウンデカ-8-エン-9-イル]エタノン	32388-55-9	
679	テルル及びその化合物	—	テルル(Te)
680	ドデカン-1-チオール	112-55-0	
681	2-(N-ドデシル-N, N-ジメチルアンモニオ)アセタート	683-10-3	
682	メラミン	108-78-1	
683	トリイソプロパノールアミン	122-20-3	
684	トリオクチルアミン	1116-76-3	
686	トリシクロ[5. 2. 1. 0(2, 6)]デカ-4-エン-3-イル=プロピオナート	68912-13-0	
687	トリメチルアミン	75-50-3	

管理 番号	対象化学物質名	CAS 登録番号	換算元素
688	トリメチル(オクタデシル)アンモニウムの塩	—	
689	(E)-4-(2, 6, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブター-3-エン-2-オン	79-77-6	
690	N, N, N-トリメチルドデカン-1-アミニウムの塩	—	
691	トリメチルベンゼン	95-63-6, 108-67-8, 526-73-8, 25551-13-7	
692	2, 4, 4-トリメチルペンター-1-エン及び2, 4, 4-トリメチルペンター-2-エンの混合物	97593-00-5	
693	トリメトキシ-[3-(オキシラン-2-イルメトキシ)プロピル]シラン	2530-83-8	
694	ナトリウム=アルケンスルホナート(アルケンの炭素数が 14から16までのもの及びその混合物に限る。)及びナトリウム=ヒドロキシアлкァンスルホナート(アルカンの炭素数が14から16までのもの及びその混合物に限る。)並びにこれらの混合物	—	
695	ナトリウム=1-オキソ-1ラムダ(5)-ビリジーン-2-チオラート	3811-73-2	
696	ナトリウム=(ドデカノイルオキシ)ベンゼンスルホナート	88380-00-1	
697	鉛及びその化合物	—	鉛(Pb)
698	ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩	139-13-9	
699	パラホルムアルデヒド	30525-89-4	
700	ビス(アルキル)(ジメチル)アンモニウムの塩(アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が12、14、16、18又は20のもの及びその混合物に限る。)	—	
702	ビス(2-エチルヘキシル)=(Z)-ブター-2-エンジオアート	142-16-5	
703	ビス(2-スルフィドビリジーン-1-オラト)銅	14915-37-8	
704	(T-4)-ビス[2-(チオキソ-カップス)-ビリジーン-1(2H)-オラト-カップO]亜鉛(II)	13463-41-7	
705	ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジル)=セバケート	52829-07-9	
706	ビス(トリブチルスズ)=オキシンド	56-35-9	
707	N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)アルカンアミド(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8、10、12、14、16又は18のもの及びその混合物に限る。)、(Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9-エンアミド及び(9Z, 1 2Z)-N, N-ビス(2-ヒドロキシエチル)オクタデカ-9, 12-ジエンアミド並びにこれらの混合物	—	
708	(1-ヒドロキシエタン-1, 1-ジイル)ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	—	
709	ヘリオトロピン	120-57-0	
710	フタル酸ジオクチル	117-84-0	
711	2-ターシャリーブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	28159-98-0	
712	ターシャリーブチル=2-エチルベルオキシヘキサノアート	3006-82-4	
713	2-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート	88-41-5	
714	4-ターシャリーブチルシクロヘキシル=アセタート	32210-23-4	
717	3-(4-ターシャリーブチルフェニル)プロパナール	18127-01-0	
718	3-(4-ターシャリーブチルフェニル)-2-メチルプロパナール	80-54-6	
719	2-ターシャリーブチルフェノール	88-18-6	
720	2-ターシャリーブトキシエタノール	7580-85-0	
721	フルフラール	98-01-1	
725	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1, 3, 5-トリアジン	4719-04-4	
726	4, 6, 6, 7, 8, 8-ヘキサメチル-1, 3, 4, 6, 7, 8-ヘキサヒドロシクロペンタ[g]イソクロメン	1222-05-5	
727	ヘキサンジヒドラジド	1071-93-8	
728	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート	6259-76-3	
729	1-ヘキセン	592-41-6	
730	ヘプタクロルエポキ シド	1024-57-3	

管理 番号	対象化学物質名	CAS 登録番号	換算元素
731	ヘプタン	142-82-5	
732	5-ヘプチルオキソラノ-2-オン	104-67-6	
733	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩	—	
734	2-ベンジリデンオクタナール	101-86-0	
735	3-(1,3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール	1205-17-0	
736	無水酢酸	108-24-7	
737	メチルイソブチルケトン	108-10-1	
738	メチル=2-(3-オキソ-2-ペンチルシクロペンチル)アセタート	24851-98-7	
739	オレオイルザルコシ ン	110-25-8	
741	N-メチルジデカン-1-イルアミン	7396-58-9	
743	メチル=ドデカノアート	111-82-0	
744	(E)-3-メチル-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-イル)ブ タ-3-エン-2-オン	127-51-5	
746	N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	
747	2-メチルプロパン-2-チオール	75-66-1	
748	3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1,6- ジエンの反応生成物であって、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,5, 6,7,8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2,3,8,8-テトラメチル- 1,2,3,4,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチ ル)エタノン及び1-(2,3, 8,8-テトラメチル- 1,2,3,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタ ノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの	—	
749	3-メトキシアニリン	536-90-3	
751	2-(2-メトキシエトキシ)エタノール	111-77-3	
752	1-メトキシ-2-(2-メトキシエトキシ)エタン	111-96-6	
753	硫化(2,4,4-トリメチルペンテン)	68515-88-8	
754	硫酸ジメチル	77-78-1	

注 1:管理番号は 2021(R3)年化管法政令改正で新たに付与された番号であり、今後の政令改正で第一種及び第二種指定化学物質が変更されても番号は原則維持されます。政令改正ごとに番号を振り直す「政令番号」とは異なります。

注 2:「換算元素」のある物質の取扱量等は、表記の元素に換算した値としてください。

(参考 1)

ご提供いただくデータの活用について

事業者の皆様からご提供いただくデータは、化管法第 9 条第 2 項に基づく国の PRTR 届出外排出量の推計における、「対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量」の推計に活用されます。

毎年の推計結果は以下のサイトで公表されております（今回の調査結果は令和 6 年度末に公表予定の推計へ活用される予定）。なお、ご提供いただくデータは集計値として用い、個々の事業者が特定されることはありません。

経済産業省：PRTR の集計結果の公表サイト

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6.html

■「対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量」の概要は以下をご覧ください。

各年度の「届出外排出量の推計方法等に係る資料」

⇒「概要版」

⇒「6.推計方法の見直し等について（参考 1～21）（PDF 形式）」

⇒「参考 1. 対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量」

■「対象業種を営むすそ切り以下事業者からの排出量」の詳細は以下をご覧ください。

各年度の「届出外排出量の推計方法等に係る資料」

⇒「詳細版」

⇒「I. 推計方法の詳細」

⇒「1. 対象業種を営む事業者からのすそ切り以下の排出量（PDF 形式）」

よくあるご質問 (FAQ)

■調査全般について

質問1	アンケート調査に回答する義務はありますか？また、回答しないことで罰則が課されることはありますか？
回答1	ご回答いただけなかったとしても、罰則が課されることはありません。ただし、国は化管法第9条に基づきPRTRの届出外排出量を毎年推計・公表することになっており、本アンケート調査はこの推計作業に必要不可欠なものです。調査の趣旨をご理解いただいた上で、ご協力をお願い致します。

質問2	そもそもPRTRとは何ですか？
回答2	法律(化管法)に基づき、事業者が事業活動に伴って排出する化学物質の量等を国に届け出る制度のことです。ただし、全国の全ての事業者が届出の対象とはならず、該当する事業者は業種や従業員数、届出対象となる化学物質の取扱量等で決まります。

質問3	当社ではPRTR制度に基づく届出を行っているため、本アンケート調査への回答は不要ではありませんか？
回答3	本アンケート調査は、PRTR制度の届出では把握できない情報についてもご回答をお願いしております。具体的には資材(塗料、工業用洗浄剤等)別の化学物質に関する情報や、化学物質の取扱量(使用量等)に関する情報等を収集しています。

質問4	当社にはPRTR制度の届出対象となる事業所はありません。本アンケート調査に回答する必要はありますか？
回答4	本アンケート調査はPRTR制度の届出とは異なり、従業員数や化学物質の取扱量の大小等に関係なく、ご回答をお願いしております。

質問5	アンケートの調査票等が本社以外に届きましたが、どのように扱えばよいでしょうか？
回答5	調査票等を送付した住所の情報はPRTR制度の届出データ等から引用しておりますが、稀に事業所(工場等)の住所を抽出している場合があると思われます。お手数をお掛けして大変申し訳ございませんが、本社に本アンケート調査の件をお伝えいただければ幸いです。

質問6	過去にもアンケート調査票が届いたことがありますが、このアンケートはサンプル調査ではないのでしょうか？
回答6	昨年度と同じ事業者にご調査票を送付しないよう配慮はしておりますが、事業者数の少ない業種については、短いサイクルでご回答をお願いする場合があります。

質問7	教育機関であるため化学物質は使用していません。なぜ調査票が送られてきたのですか？
回答7	本アンケート調査では PRTR 対象業種に対して調査票を送付しており、対象業種の中に高等教育機関、つまり大学があります。ただし、調査票の送付先については帝国データバンクの法人データベース等から無作為抽出しておりますので、結果として化学物質の取り扱いのない大学にも調査票が届く場合があります。化学物質の取り扱いがない場合は、調査票 A のみをご記入ください。

質問8	当社は食料品製造業を営んでいますが、スーパーで販売する総菜等を製造しているだけであり、化学物質の取り扱いについて意識したことはありません。また、PRTR 制度の届出を行ったこともありませんが、どのように回答すればよいのでしょうか？
回答8	PRTR 制度の対象化学物質を1%(特定第一種指定化学物質の場合は 0.1%)以上含む薬剤を使用している場合は、その薬剤の製造・販売事業者から SDS(安全データシート)が提供されます。そのような薬剤を使用している場合は、その薬剤についてご回答ください。 また、エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等 PRTR 制度の対象化学物質に該当しない物質のみを使用している場合は調査票 A のみをご回答ください。

質問9	当社は PRTR 制度の対象化学物質の取り扱いのある事業所(工場等)が多いため、全ての事業所のデータを合算して回答することはできますか？
回答9	本アンケート調査では可能な限り多くの事業所からデータを収集することにしていきます。そのため、複数の事業所で化学物質の取り扱いがある場合は、事業所ごとに調査票 B 及び調査票 C(事業所によっては調査票 D)の回答をお願い致します。

質問10	本アンケートの調査結果は公表されますか？
回答10	個々の事業者が特定されないように集計した上で、PRTR 制度の届出外排出量の推計に使用します。詳しくは本紙 19 ページをご参照ください。

質問11	このようなアンケート調査は毎年実施する予定でしょうか？
回答11	来年度以降も実施する可能性はありますが、仮に来年度も実施する場合は、今年度とは異なる事業者を対象にアンケート調査を実施する予定です。

■調査票 A について

質問12	「化学物質の取扱いがある工場等」の数は、PRTR 制度の対象化学物質を取り扱う工場の数を意味していますか？
回答12	「化学物質の取扱いがある工場等」の数は、PRTR 制度の対象化学物質を取り扱う事業所(工場等)を想定しております。併せて該当する工場等の名称を下段にご記入ください。また、調査票 B 以降は、調査票 A に記入された事業所の数だけご回答ください。本調査の対象化学物質の取扱いがない事業所についても必要事項をご記入ください。

質問13	海外工場についても回答する必要がありますか？
回答13	国内の事業所が対象となります。

質問14	事業所の数に高校も含まれますか？
回答14	高校は中等教育であり、対象業種(高等教育機関)ではありませんので、その他営業所等に含めてください。

質問15	倉庫業を営んでいるが、回答する必要はありますか？
回答15	回答をお願いします。なお、その場合は調査票 A、B をご回答いただき、調査票 C の設問 C-1 については「上記のア～ワに該当しない資材」を選択ください。

■調査票 B について

質問16	PRTR 制度の届出を行った物質が、本アンケート調査では対象外となっている場合は、どのように回答すればよろしいでしょうか？
回答16	「PRTR の届出」については「あり」に○、「本調査の対象化学物質の取扱い」については「なし」に○をご記入ください。また、その場合は調査票 C、D は回答不要になりますので、調査票 A、B のみをご提出ください。

■調査票 C について

質問17	「資材等の年間取扱量」は、例えば塗料を使用している場合は、溶剤、樹脂、顔料等を含む塗料全体の数量を回答すればよろしいでしょうか？
回答17	そのような考え方で間違いございません。なお、一斗缶等の容器で塗料を調達した場合は、その容器自体の重量は含めないでください。

質問18	「資材等の年間取扱量」は、PRTR の対象化学物質を含まない資材も対象となりますか？
回答18	本アンケート調査の「資材等」は PRTR 対象化学物質を含む資材を想定しております。そのため、PRTR 制度の対象化学物質を含まない資材の数量は除外してください。なお、正確な数量の把握に多大な時間を要する場合には、概算で回答していただいて結構です。

質問19	様々な種類の排出抑制対策を実施していますが、資材等の種類によって対策の種類が大きく異なります。このような場合、資材等の種類は区別せずに、実施している排出抑制対策を全て列挙するだけでよろしいですか？
回答19	基本的には排出抑制対策の内容を列挙するだけで問題ありません。この設問は、他の設問の回答との整合性を確認することを主な目的としているため、資材等の種類ごとの対策のような詳細な回答は不要です。

質問20	以前に送られてきたアンケートとは調査対象の化学物質が異なるようですが、なぜでしょうか？
回答20	2021(R3)年化管法政令改正により、第一種及び第二種指定化学物質が見直されました。今年度から物質見直し後の PRTR 届出が始まるため、そのタイミングを受けて、本アンケート調査でも、調査対象の化学物質を更新しております。

質問21	「管理番号」とは何でしょうか？
回答21	「管理番号」は 2021(R3)年化管法政令改正で新たに付与された番号であり、今後の政令改正で第一種及び第二種指定対象化学物質が変更されても番号は原則維持されます。本アンケート調査では、管理番号を用いてご回答ください。 なお、化管法では「政令番号」と呼ばれる番号もあります。これは、政令改正により指定化学物質が見直されるごとに、五十音順で振り直される番号になります。

質問22	資材に含まれている化学物質や、その含有率が分かりません。
回答22	資材に PRTR 制度の対象化学物質が含まれる場合は、SDS(安全データシート)に含有率が記載されています。資材の製造・販売事業者等から SDS を入手して確認をお願いします。

質問23	PRTR 制度の届出を行っていない物質については、排出の状況を把握していません。「不明」という回答ではダメでしょうか？
回答23	本アンケート調査は排出状況の把握が最も重要なポイントになりますので、概算でも結構ですのでご回答ください。物質ごとの状況が正確に把握できていない場合でも、例えば同じような物性(例えば揮発性が高い)の物質と排出率が同じと仮定する等、回答者のご経験に基づいて回答していただいて結構です。

質問24	含有率が 1%に満たない微量成分まで回答する必要はありますか？
回答24	含有率が 1% (特定第一種指定化学物質の場合は 0.1%) に満たない微量成分は SDS の記載対象になっておらず、含有率の把握が一般的に困難になりますので回答不要です。

■調査票 C,D について

質問25	当社では排ガス処理装置を設置していますが、排出率はどれくらいになりますか？
回答25	排ガス処理装置の仕様書等に除去率等が記載されていると思いますので、そちらをご参照ください。例えば除去率が 95% の場合は排出率が 5% になります。

質問26	回答した排出率の良し悪しについて、問い合わせが来ることはありますか？
回答26	ご回答いただいた数値が一般的な値と大きく異なる場合は、確認のためご連絡差し上げることがありますが、個々の事業者の排出率の良し悪しを評価することはございません。

■調査票 D について

質問27	調査票 D は回答しなくてもよろしいでしょうか？
回答27	対象化学物質そのものを製造することや、対象化学物質を使用して化学製品(塗料等)を製造することが無ければ、回答は不要です。